

成績評価並びに進級・卒業に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知理容美容専門学校における成績評価・進級及び卒業の認定について必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 各学科の科目・実技の試験は、前期・後期末に「定期試験」として行う。

- (1) 平常時には、理解度を見極める試験としてテスト等を随時行うことがある。
- (2) 科目・実技試験の「定期試験」は前期・後期の各学期に 1 回行う。
- (3) その他必要時に別途試験を行うこともある。

(成績評価)

第 3 条 成績の評価は、前・後期の定期試験の成績(90%)、出席状況(5%)、学習意欲(5%)によって総合評価を行い、100 点をもって満点とする。

(総合評価)

第 4 条 総合評価は、前条の平均点をもって決定する。

2. 評価は、秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)の 5 段階で表記する。
3. 学期末には「学期 GPA」・「年度 GPA」並びに「通算 GPA」を算出する。
4. 学期内に開講する教科課目の場合は、その学期末に評定する。

(合格評価)

第 5 条 合格基準は、必修課目は「良」以上、選択必修課目は「可」以上とする。

2. 教科課目の実授業時数の履修が認定されない場合は、成績の良否にかかわらず評価は「不可」とする。
3. 二つの学年にわたって履修(分割履修)させる場合は、各履修学年では、教科課目の修得はできないが、学年ごとにその履修時間を認定し、評定を行う。
4. 修得認定の結果、不合格になった教科課目については可能な限り、再試験等を行い修得させるよう指導する。

(受験資格)

第 6 条 学年を通して、授業科目ごとの所定の授業時間数の 90%以上出席し、必要時間数を満たす者は、前期・後期の「定期試験」を受験することができる。

(補習)

第 7 条 上記の授業時間数に満たないものは必要な補習を受けて、再試験を受験することができる。

(再試験)

第 8 条 合格基準に達しなかった試験課目、又は、上記の授業時間数に満たない者で、必要な補習を受けた者は、受験料を添えて所定の申込ができる。合否の認定については課目担当が行い、必修科目の合格基準は素点を 80 点以上、選択必修課目は素点を 60 点以上として認定とする。

(追試験)

第9条 疾病その他やむを得ない理由により、試験を受けることが出来なかった学生に対しては、追試験を行うことができる。但し、得点の80%を評価対象とする。

(再々試験)

第10条 再試験不合格の場合は再々試験を行う。再々試験でも認定できない場合は原則留年とする。可否認定は前条に準ずる。

(指導・サポート体制)

第12条 成績指導については、GPA(平均成績)などの指標に関するグラフや表などを通して、学期、学科ごとに学生一人ひとりの成績の分布状況を把握、サポートをしていく。

2. 成績の下位4分の1に属する学生に対しては、学習指導及びサポートを行う。また、成績の進展がなき場合は注意勧告等も行い改善を促す。

(進級認定)

第13条 1年生の全課程の修了者の進級基準は、学年にて履修すべき科目の中、必修科目は「良」以上、選択科目は「可」以上が必要である。

そして、総合的評価、学費の滞納等を踏まえて、進級判定会議を経て最終的に学校長が決定する。

(卒業認定)

第14条 卒業認定は、2年生の履修すべき科目の成績評価が、必修科目は「良」、選択科目は「可」以上でなければならない。また、理容師、美容師として、社会人としての資質・能力等を修得できているか、学費の滞納がなく、卒業判定会議を経て最終的に校長が決定する。

(留年)

第15条 進級及び卒業認定について、認められなかった学生については留年とする。

(受験手数料)

第16条 再試験及び再々試験ともに、1教科2,000円とし、納付して受験するものとする。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。